

平成十七年厚生労働省令第三十六号

医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十一条第三項(同条第九項及び同法第十九条の第二第五項において準用する場合を含む)、第十四条の第二第四項並びに第十四条の六第四項(これらの規定を同法第十九条の四において準用する場合を含む)、第八十条の二第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定に基づき、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 治験の準備に関する基準

第一節 治験の依頼をしようとする者による治験の準備に関する基準(第四条―第十五条)

第二節 自ら治験を実施しようとする者による治験の準備に関する基準(第十六条)

第三章 治験の管理に関する基準

第一節 治験依頼者による治験の管理に関する基準(第二十四条・第三十四条)

第二節 自ら治験を実施する者による治験の管理に関する基準(第三十五条・第三十六条)

第四章 治験を行う基準

第一節 治験審査委員会(第四十六条―第五十三条)

第二節 実施医療機関(第五十四条―第六十一条)

第三節 治験責任医師(第六十二条―第六十九条)

第四節 被験者の同意(第七十条―第七十五条)

第五章 使用成績評価の資料の基準(第七十六条)

第六章 治験の依頼等の基準(第七十七条―第七十九条)

附則 第一章 総則(趣旨)

第一条 この省令は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図り、治験の科学的な質及び成績の信頼性を確保するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等

9	6	1	10	全性の評価のために使用する機械器具等をいう。
8	5	2	11	この省令において「治験使用機器等」とは、同一性を有すると認められる機械器具等をいう。
7	4	3	12	この省令において「製造販売後臨床試験使用機器等」とは、製造販売後臨床試験使用機器と構造及び原理が同一性を有すると認められる機械器具等をいう。
6	3	13	13	この省令において「被験者」とは、治験機器若しくは製造販売後臨床試験機器を使用される者又は当該者の対照とされる者をいう。
5	2	14	14	この省令において「原資料」とは、被験者に対する治験機器又は製造販売後臨床試験機器の使用及び診療により得られたデータその他の記録をいう。
4	1	15	15	この省令において「治験調整委員会」とは、実施医療機関において、治験責任医師の指導の下に治験に係る業務を分担する医師又は歯科医師をいう。
3	16	16	16	この省令において「治験分担医師」とは、実施医療機関において、治験責任医師の指導の下に治験に係る業務を分担する医師又は歯科医師をいう。
2	17	17	17	この省令において「症例報告書」とは、原資料のデータ及びそれに対する治験責任医師若しくは治験分担医師又は製造販売後臨床試験責任医師若しくは製造販売後臨床試験分担医師の評議をいう。
1	18	18	18	この省令において「治験協力者」とは、実施医療機関において、治験責任医師又は治験分担医師若しくは製造販売後臨床試験分担医師の評議をう。
23	19	19	19	この省令において「監査」とは、治験又は製造販売後臨床試験により収集された資料の信頼性を確保するため、治験又は製造販売後臨床試験がこの省令及び治験実施計画書又は製造販売後臨床試験実施計画書に従つて行われたかどうかについて治験依頼者若しくは製造販売後臨床試験依頼者が特定の者を指定して行わせる調査を行う。
24	20	20	20	この省令において「治療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他医療関係者をいう。
用機器又は製造販売後臨床試験使用機器を使用する者が特定の者を指定して行わせる調査を行う。	21	21	21	この省令において「モニタリング」とは、治験又は製造販売後臨床試験が適正に行われることを確保するため、治験又は製造販売後臨床試験で構成される委員会をいう。
この省令において「治療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他医療関係者をいう。	22	22	22	この省令において「モニタリング」とは、治験又は製造販売後臨床試験が適正に行われる実施計画書」という。又は製造販売後臨床試験の計画書(以下「治験実施計画書」という)。又は製造販売後臨床試験の進捗状況並びに治験又は製造販売後臨床試験がこの省令及び治験の計画書(以下「治験実施計画書」という)。又は製造販売後臨床試験の依頼をした者(以下「製造販売後臨床試験依頼者」という)が実施医療機関に対して行う調査又は自ら治験を実施する者が実施医療機関に対して特定の者を指定して行わせる調査を行う。
この省令において「治療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他医療関係者をいう。	23	23	23	この省令において「監査」とは、治験又は製造販売後臨床試験により収集された資料の信頼性を確保するため、治験又は製造販売後臨床試験がこの省令及び治験実施計画書又は製造販売後臨床試験実施計画書に従つて行われたかどうかについて治験依頼者若しくは製造販売後臨床試験依頼者が特定の者を指定して行わせる調査を行う。
この省令において「有害事象」とは、治験使	24	24	24	この省令において「有害事象」とは、治験使

六 前項の規定により治験責任医師に告げた事項

七 前号の事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見

(監査) 治験依頼者は、監査に関する計画書及び業務に関する手順書を作成し、当該計画書及び手順書に従つて監査を実施しなければならない。

2 監査に従事する者(以下「監査担当者」という。)は、監査に係る治験機器の開発及びモニタリングに関連した業務を担当する者であつてはならない。

3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。

(治験の中止等)

3 治験依頼者は、実施医療機関がこの省令、治験実施計画書又は治験の契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第六十六条に規定する場合を除く。)には、当該実施医療機関との治験の契約を解除し、当該実施医療機関における治験を中止しなければならない。

2 治験依頼者は、治験を中断し、又は中止する場合には、速やかにその旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。

3 治験依頼者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料を法第二十三条の二の五第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)、百四十二条の二十四第四項に規定する申請書に添付しないことを決定した場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。

4 第二項及び前項の規定による文書による通知については、第十一条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは、「治験依頼者」と読み替えるものとする。
(総括報告書)

第三十三条 治験依頼者は、治験を終了し、又は中止したときは、総括報告書(治験の結果等を記載してはならない。ただし、被験者、治験責任医師として使用する医療機器を当該実

取りまとめた文書をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

(記録の保存等)

第三十四条 治験依頼者は、次に掲げる治験に関する記録(文書及びデータを含む。)を被験機器に係る医療機器についての製造販売の承認(法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの)を除く。第四十五条第五十三条及び第六十一条第二項において同じ。)を受ける日(第三十二条第三項の規定により通知したときは、通知した日後三年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後三年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間適切に保存しなければならない。

一 治験実施計画書、契約書、総括報告書その他この省令の規定により治験依頼者が作成した文書又はその写し

二 症例報告書、第五十一条第六項の規定により通知された文書その他この省令の規定により実施医療機関の長又は治験責任医師等から入手した記録

三 モニタリング、監査その他の治験の依頼及

び管理に係る業務の記録(前二号及び第五号に掲げるものを除く。)

四 治験を行うことにより得られたデータ

五 第二十四条第五項の記録

二 本邦内に住所を有しない治験依頼者は、治験国内管理人による第二十四条第五項の記録を前項に定める期間保存させなければならない。

三 治験を行なうことにより得られたデータ

四 治験を行うことにより得られたデータ

三 治験依頼者の記録

二 本邦内に住所を有しない治験依頼者は、治験国内管理人による第二十四条第五項の記録を前項に定める期間保存させなければならない。

三 治験依頼者の記録

医師等若しくは治験協力者が被験機器及び対照機器の識別をできない状態にしていない治験機器を用いる治験又は拡大治験を実施する場合にあつては、この限りではない。

一 予定される販売名

二 予定される使用目的、効能又は効果

三 予定される操作方法又は使用方法

三 自ら治験を実施する者は、被験者、治験分担医師及び治験協力者が被験機器及び対照機器の識別をできない状態で入手した治験機器について、緊時に、治験分担医師が被験機器及び対照機器の識別を直ちにできるよう必要な措置を講じておかなければならぬ。

4 自ら治験を実施する者は、輸送及び保存中の汚染や劣化を防止するため適切に包装された治験機器の提供を受けなければならない。ただし、輸送及び保存中の汚染や劣化のおそれがない場合には、自ら治験を実施する者は、治験機器又は治験使用機器に係る記録を作成し、又は入手しなければならない。

5 自ら治験を実施する者は、治験機器又は治験使用機器に関する次に掲げる記録を作成し、又は入手しなければならない。

一 治験機器の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び治験機器の安定性等の品質に関する試験の記録

二 治験機器を入手し、又は治験機器提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月日の記録

三 治験機器の処分の記録

四 治験機器又は治験使用機器の管理

五 第二十四条第五項の記録

二 治験機器を入手し、又は治験機器提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月日の記録

三 治験機器の処分の記録

四 治験機器又は治験使用機器の管理

五 第二十四条第五項の記録

二 治験機器を入手し、又は治験機器提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月日の記録

三 治験機器の処分の記録

四 治験機器又は治験使用機器の管理

五 第二十四条第五項の記録

二 治験機器を入手し、又は治験機器提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月日の記録

三 治験機器の処分の記録

二 治験機器を入手し、又は治験機器提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月日の記録

三 治験機器の処分の記録

二 治験機器を入手し、又は治験機器提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月日の記録

三 治験機器の処分の記録

施医療機関に選定させること又は自ら治験を実施する者自ら選定することができる。

2 自ら治験を実施する者は、前項ただし書の場合は、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている場所において、治験機器の容器又は被包に前条第一号及び第二号に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。

3 第五十八条に規定する治験機器管理者は、第一項ただし書の場合には、当該治験機器とそれ以外の医療機器とを区別して適切に管理しなければならない。

(委嘱の文書の作成)

第三十七条 自ら治験を実施する者は、第二条第二十項に規定する調整業務を治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合には、その業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を作成しなければならない。

(効果安全性評価委員会の設置)

第三十八条 自ら治験を実施する者は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるために効果安全性評価委員会を設置することができる。

2 自ら治験を実施する者は、前項の効果安全性評価委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従つて審議を行わせなければならない。

3 自ら治験を実施する者は、前項の審議を行つたときは、その審議の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(不具合情報等)

第三十九条 自ら治験を実施する者は、治験機器の品質、有効性及び安全性に関する事項その他治験を適正に行うために必要な情報を取り集し、及び検討するとともに、実施医療機関の長に対し、これを提供しなければならない。

2 自ら治験を実施する者は、治験使用機器について法第八十条の二第六項に規定する事項を知つたときは、直ちにその旨を実施医療機関の長に通知する。

3 自ら治験を実施する者は、治験使用機器について法第八十条の二第六項に規定する事項を知つたときは、直ちにその旨を実施医療機関の長に通知する。

2 自ら治験を実施する者は、治験機器の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験機器の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採用されている製造所において製造された治験機器の実験機器として使用する医療機器の中から、治験機器として使用する医療機器を当該実

事項

2 前号の事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見

(監査)

3 前号の事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見

(監査)

2 前号の事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見

(監査)

に、第二十八条第一項及び第三項の規定により通知された事項、第三十九条第二項の規定により通知した事項その他分担させる業務を適正かつ円滑に行うために必要な情報を提供しなければならない。(被験者となるべき者の選定)

第六十四条 治験責任医師等は、次に掲げるところにより、被験者となるべき者を選定しなければならない。

- 倫理的及び科学的観點から、治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、同意の能力等を十分に考慮すること。
- 同意の能力を欠く者にあっては、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、選定しないこと。
- 治験に参加しないことにより不当な不利益を受けるおそれがある者を選定する場合にあつては、当該者の同意が自発的に行われるよう十分な配慮を行うこと。

(被験者に対する責務)

第六十五条 治験責任医師等は、治験使用機器の適正な使用方法を被験者に説明し、かつ、必要に応じ、被験者が治験使用機器を適正に使用しているかどうかを確認しなければならない。

治験責任医師等は、被験者が他の医師により治療を受けている場合には、被験者の同意の下に、被験者が治験に参加する旨を当該他の医師に通知しなければならない。

3 治験実施機関の長及び治験責任医師等は、被験者に生じた有害事象に対し適切な療法が提供されるよう、事前に、必要な措置を講じなければならない。

4 治験責任医師等は、被験者に有害事象が生じ、治療が必要であると認めるとときは、その旨を被験者に通知しなければならない。

(治験実施計画書からの逸脱)

第六十六条 治験責任医師等は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して、治験を実施しなければならない。

2 治験責任医師は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わなかつた場合には、全てこれを記録し、その旨及びその理由を記載した文書を直ちに治験依頼者が治験を依頼する場合にあつては治験依頼者及び実施医療機関の長に提出しなければならない。

(治験を実施する者が治験を実施する場合にあつては実施医療機関の長に提出しなければならない)。

第六十七条 治験責任医師等は、治験実施計画書に従つて正確に症例報告書を作成し、これに氏名を記載しなければならない。

2 治験責任医師等は、症例報告書の記載を変更し、又は修正するときは、これにその日付及び氏名を記載しなければならない。

3 治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書を点検し、内容を確認した上で、これに氏名を記載しなければならない。

(不具合等報告)

第六十八条 治験責任医師は、治験の実施状況の概要を、適宜、実施医療機関の長に文書により報告しなければならない。

2 治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては、治験責任医師は、治験使用機器の不具合等による死亡その他の重篤な有害事象の発生を認めたときは、直ちに実施医療機関の長に報告するとともに、治験依頼者に通知しなければならない。この場合において、治験依頼者実施医療機関の長又は治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求められたときは、当該治験責任医師はこれに応じなければならない。

3 自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては、治験責任医師は、治験使用機器の効果を有しないと予測される治験においては、第二項の規定にかかわらず、同意を得ることが困難な被験者となるべき者を治験に参加させることはならない。ただし、第七条第二項又は第十八条第二項に規定する場合は、この限りではない。

4 治験責任医師等は、当該被験者に対する治験機器の効果を有しないと予測される治験においては、第二項の規定にかかわらず、同意を得ることが困難な被験者となるべき者を治験に参加させることはならない。ただし、第七条第二項又は第十八条第二項に規定する場合は、この限りではない。

5 治験責任医師等は、説明文書の内容その他治験に関する事項について、被験者となるべき者(被験者となるべき者の代諾者の同意を得る場合にあっては、当該者)次条から第七十三条までにおいて同じ)に質問をする機会を与えるとともに、治験機器提供者に通知しなければならない。この場合において、治験機器提供者、実施医療機関の長又は治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求められたときは、当該治験責任医師はこれに応じなければならない。

(説明文書)

第六十九条 治験責任医師は、第六十条第二項の通知により治験が中断され、又は中止されたとき、被験者に速やかにその旨を通知するところにより、治験を終了したときは、実施医療機関の長に速やかにその旨及びその結果の概要を文書により報告しなければならない。

第四節 被験者の同意

第七十条 治験責任医師等は、被験者となるべき者を治験に参加させるときは、あらかじめ治験の内容その他の治験に関する事項について当該者の理解を得るよう、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得なければならぬ。

2 被験者となるべき者が同意の能力を欠くこと等により同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、被験者となるべき者の代諾者の同意を得ることにより、当該被験者となるべき者を治験に参加させることができるものとし、治験依頼者との関係についての記録を作成しなければならない。

3 治験責任医師等は、前項の規定により被験者の代諾者の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と被験者との関係についての記録を作成しなければならない。

4 治験責任医師等は、当該被験者に対する治験機器の効果を有しないと予測される治験においては、第二項の規定にかかわらず、同意を得ることが困難な被験者となるべき者を治験に参加させることはならない。ただし、第七条第二項又は第十八条第二項に規定する場合は、この限りではない。

5 治験責任医師等は、説明文書の内容その他治験に関する事項について、被験者となるべき者(被験者となるべき者の代諾者の同意を得る場合にあっては、当該者)次条から第七十三条までにおいて同じ)に質問をする機会を与えるとともに、治験機器提供者に通知しなければならない。この場合において、治験機器提供者、実施医療機関、治験責任医師等の責任を免除し、若しくは軽減させる旨又はそれを疑わせる記載及び治験依頼者、自ら治験を実施する者、実施医療機関、治験責任医師等の責任を免除し、若しくは軽減させる旨又はそれを疑わせる記載をしてはならない。

6 治験責任医師等は、説明文書には、できる限り平易な表現を用いなければならない。

(同意文書等への署名等)

第七十二条 第七十一条第一項又は第二項に規定する同意は、被験者となるべき者が説明文書の内容を十分に理解した上で、当該内容の治験に参加することに同意する旨を記載した文書(以下「同意文書」という。)に、説明を行つた治験責任医師等及び被験者となるべき者(第三項に規定する旨)

きは、被験者に速やかにその旨を通知するところにより、適切な医療の提供その他必要な措置を講じなければならない。

五 四 治験の方法

1 治験責任医師は、自ら治験を中断し、又は中止したときは、実施医療機関の長に速やかにその旨及びその理由を文書により報告しなければならない。

2 治験責任医師は、治験を終了したときは、実施医療機関の長にその旨及びその結果の概要を文書により報告しなければならない。

六 他の治療方法に関する事項

1 治験の参加をいつでも取りやめることがあります。文書による説明と同意の取得

2 治験の参加を取りやめる場合の治験機器の取扱いに関する事項

3 治験の参加を保全される旨

4 治験の参加を保全される旨

5 治験の目的

6 治験責任医師の氏名及び連絡先

7 治験の参加する期間

8 治験の参加をいつでも取りやめることを受けない旨

9 治験に参加しないこと又は参加を取りやめることにより被験者が不利益な取扱いを受けない旨

10 治験の参加を取りやめる場合の治験機器の取扱いに関する事項

11 被験者の秘密が保全されることを条件に、モニター、監査担当者及び治験審査委員会等が原資料を開覧できる旨

12 被験者に係る秘密が保全される旨

13 健康被害が発生した場合における実施医療機関の連絡先

14 健康被害が発生した場合に必要な治療が行われる旨

15 健康被害の補償に関する事項

16 当該治験の適否等について調査審議を行う治験審査委員会の種類、各治験審査委員会において調査審議を行う事項その他当該治験に係る治験審査委員会に関する事項

17 被験者が負担する治験の費用があるときは、当該費用に関する事項

18 当該治験に係る必要な事項

19 健康被害の発生した場合における実施医療機関の連絡先

20 健康被害が発生した場合に必要な治療が行われる旨

21 健康被害の補償に関する事項

22 当該治験の適否等について調査審議を行う治験審査委員会の種類、各治験審査委員会において調査審議を行う事項その他当該治験に係る治験審査委員会に関する事項

23 説明文書には、できる限り平易な表現を用いなければならない。

(同意文書等への署名等)

第七十三条 第七十一条第一項又は第二項に規定する同意は、被験者となるべき者が説明文書の内容を十分に理解した上で、当該内容の治験に参加することに同意する旨を記載した文書(以下「同意文書」という。)に、説明を行つた治験責任医師等及び被験者となるべき者(第三項に規定する旨)

定する立会人が立ち会つ場合にあつては、被験者となるべき者及び立会人。次条において同じ。)が日付を記載して、これに署名しなければ、効力を生じない。

第七十条第一項又は第二項に規定する同意は、治験責任医師等に強制され、又はその判断にてて自己の意思と認められることなくなつてなつてはならない。

は不當な影響を及ぼされたものであつてはだら
ない。

べき者（第七十条第一項に規定する被験者となるべき者を除く。）に対する同条第一項に規定

する説明及び同意は、立会人を立ち会わせた上で、しなければならない。

前項の立会人は、治験責任医師等及び治験協力者であつてはならない。

第七十三条 治験責任医師等は、治験責任医師等及び被験者となるべき者が署名した同意文書の写しを被験者（代諾者の同意を得た場合にあつては、当該者。次条において同じ。）に交付しなければならない。

第七十四条 治験責任医師等は、治験は繼續して参加するかどうかについて被験者の意思に影響

家がてのなか、かじかにい一福馬君の意見に影響を与えるものと認める情報を入手した場合には、直ちに当該情報を被験者に提供し、これを

文書により記録するとともに、被験者が治験に
継続して参加するかどうかを確認しなければな

らない。この場合においては、第七十条第五項及び第七十二条第二項の規定を準用する。

治験責任医師は、前項の場合において、説明文書を改訂する必要があると認めたときは、速やかに説明文書を改訂しなければならない。

やがて説明文書を改訂しなければならぬ
治験責任医師は、前項の規定により説明文書
を改訂したときは、その旨を実施医療機関の長

に報告するとともに、治験の参加の継続について改めて被験者の同意を得なければならない。

この場合においては、第七十一条から前条までの規定を準用する。

第七十五条 治験責任医師等は、第七条第三項又（緊急状況下における救命的治験）

は第十八条第三項に規定する治験においては、被験者は各号の全てに該当する場合に限り、被験者となるべき者及び代諾者となるべき者の同意を得ずして当該被験者となるべき者を治験に参加させることができる。

造販売後臨床試験責任医師」と、「治験国内主管理人」とあるのは「製造販売後臨床試験国内管理人」と、「治験調整医師」とあるのは「製造販売後臨床試験調整医師」と、「治験調整委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験調整委員会」と、「治驗分担醫師」とあるのは「製造販売後臨床試験分担醫師」と、「治驗責任醫師等」

後三年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後三年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の使用成績評価が終了する日まで」と、第六十二条第二号中「治験実施計画書、治験機器概要書」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と読み替えるものとする。

第六章 治験の依頼等の基準

(法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

第七十七条 法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、第四条第一項、第五条、第七条第一項(第九号及び第十一号から第十三号までを除く)、第八条第一項、第十一条、第十一条(同条第一項第十号、第十二号から第十五号まで及び第十七号を除く)、第十四条及び第五十五条の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「実施医療機関及び治験責任医師の選定、治験使用機器の管理、治験使用機器等の不具合に関する情報等(以下「不具合情報等」という。)の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に係る」とあるのは「治験機器の管理及び記録の保存」と、第五条中「試験その他の治験の依頼を受けた者に係る法第八十条の二第一項の規定により」とあるのは「治験の依頼及び管理に係る」と読み替えるものとする。

(法第八十条の二第五項の厚生労働省令で定める基準)

第七十八条 治験の依頼を受けた者に係る法第八十条の二第一項の規定により」とあるのは「治験の依頼及び管理に係る」と読み替えるものとする。

(法第八十条の二第四項の厚生労働省令で定める基準)

第七十九条 法第八十条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、第二十四条(第一項第五号及び第七項を除く)、第二十九条第一項並びに第三十四条第一項(第一号から第四号までを除く)及び第二項の規定を準用する。この場合において、第二十四条第五項中「製造数量等の製造」とあるのは「製造数量」と、「安定性等の品質」とあるのは「品質」と、第三十四条第一項中「適切に保存」とあるのは「保存」と読み替えるものとする。

(法第八十条の二第五項の厚生労働省令で定める基準)

第八十条 治験の依頼を受けた者に係る法第八十条の二第四項の厚生労働省令で定める基準は、第四十六条から第七十五条まで(第四十八条第一項第二号、第五十条第四項、第五十一条第四項及び第七項、第五十二条第三項並びに第六十八条第三項を除く。)の規定を準用する。

(自ら治験を実施しようとする者に係る法第八十条の二第四項の厚生労働省令で定める基準)

第八十一条 治験の依頼を受けた者に係る法第八十条の二第四項の厚生労働省令で定める基準は、第十六条第一項、第十七条、第十八条第一項(第九号及び第十一号から第十三号までを除く)、第十九条第一項、第二十二条(第九号、第十号及び第十二号から第十四号までを除く)、第二十三条、第三十五条(第一項第五号及び第七項を除く)、第四十条第一項及び第三項、第四十五条(第一号から第四号までを除く)並びに第四十六条から第七十五条まで(第四十八条第一項第一号、第五十一项第六項及び第八项並びに第六十八条第二項を除く。)の規定を

準用する。この場合において、第十六条第一項中「治験実施計画書の作成、治験使用機器の管理、治験使用機器等の不具合情報等の収集記録の保存その他の治験の実施の準備及び管理に係る」とあるのは「治験機器の管理及び記録の保存」と、第十七条中「試験その他の治験を実施するために必要な試験」とあるのは「試験」と、第三十五条第五項中「製造数量等の製造」とあるのは「製造数量」と、「安定性等の品質」とあるのは「品質」と、第四十五条中「適切に保存」とあるのは「保存」と読み替えるものとする。

(法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める基準に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に治験の計画書であつて、第七条第一項(第二号から第四号まで及び第九号から第十三号までを除く。)の規定に適合するものが作成されていた場合における当該

治験に係る法第八十条の二第一項に規定する治験の依頼については、第七十七条の規定にかかるわらず、薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第百十二号)第一号の規定による改正前の薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第六十七条の規定の例による。

(施行期日)

第一条

この省令は、公布の日から施行する。たゞ、第一条の規定、第二条中医療機器の臨床試験の実施に関する省令第二条第二項、第六十条第一項、第二十八条、第五十条第二項、第六十一条(同条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える部分に限る。)は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

(施行期日)

第一条

この省令は、平成二十一年三月三日厚生労働省令第六八号抄

(施行期日)

第一条

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中医療機器の臨床試験の実施に関する省令第二条第二項、第六十条第一項、第六十三条第二項、第六十八条及び第七十六条の改正規定(「治験責任医師」とあるのは「当該被験機器の製造販売後臨床試験責任医師」と、同項、第二十八条、第五十条第二項、第六十条第一項、第六十三条第二項、第六十八条及び第七十六条の改正規定(「治験責任医師」とあるのは「当該被験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、同条第三項中「新薬事法施行規則」とあるのは「添付文書」と、同条第四項に改める部分に限る。)並びに附則第四条の規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

(施行期日)

第一条

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中第四十七条の改正規定(同条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える部分に限る。)は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条

この省令は、平成二十一年三月三日厚生労働省令第六八号抄

(施行期日)

第一条

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中医療機器の臨床試験の実施に関する省令第二条第二項、第六十条第一項、第六十三条第二項、第六十八条及び第七十六条の改正規定(「治験責任医師」とあるのは「当該被験機器の製造販売後臨床試験責任医師」と、同項、第二十八条、第五十条第二項、第六十条第一項、第六十三条第二項、第六十八条及び第七十六条の改正規定(「治験責任医師」とあるのは「当該被験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、同条第三項中「新薬事法施行規則」とあるのは「添付文書」と、同条第四項に改める部分に限る。)並びに附則第四条の規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

(施行期日)

第一条

この省令は、平成二十一年三月三日厚生労働省令第六八号抄

(施行期日)

「文書により適切な説明を行い、文書により同意」とあるのは「適切な説明を行い、同意」とする。

(法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める基準に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に治験の計画書であつて、第七条第一項(第二号から第四号まで及び第九号から第十三号までを除く。)の規定に適合する経過措置

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。たゞ、なお從前例による。

(附則)

附則 (平成二四年二月二八日厚生労働省令第一六二号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(附則)

附則 (平成二五年二月八日厚生労働省令第一六一号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(附則)

附則 (平成二六年二月二八日厚生労働省令第一六二号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(附則)

附則 (平成二七年二月二八日厚生労働省令第一六三号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(附則)

附則 (平成二八年二月二八日厚生労働省令第一六四号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(附則)

附則 (平成二九年二月二八日厚生労働省令第一六五号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(附則)

附則 (平成二九年三月三日厚生労働省令第一六六号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(附則)

附則 (平成二九年三月三日厚生労働省令第一六七号)抄

(施行期日)</p

則又は新基準省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二八年七月二一日厚生労働省令第一二八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月二六日厚生労働省令第一一六号) 抄

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号) 抄

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一月一九日厚生労働省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に規定する規定の施行の日(令和三年八月一日)から施行する。

附 則 (令和四年五月一〇日厚生労働省令第八四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十七号)の公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六一号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。